

# 中・軽度知的障害児の性教育に対する特別支援学校教師の意識 —教師への聞き取り調査を通して—

菅沼徳夫<sup>1)</sup> 生川善雄<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup>千葉県立君津特別支援学校 <sup>2)</sup>千葉大学教育学部

## The teacher's consciousness of sex education of the children with intellectual disabilities in the school for the disabled.

SUGANUMA Norio<sup>1)</sup> NARUKAWA Yoshio<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup>Kimitsu Tokubetsu Sien Gakkou <sup>2)</sup>Faculty of Education, Chiba University

本研究は、中・軽度の知的障害児の性教育に対する特別支援学校教師の意識を数量的に分析して得られた、「性的健康・安全」、「性的権利の尊重」、「男女の共生」、「生殖の教育」、「性的発達の受容」の5個の因子に関連した内容についての聞き取り調査を行い、特別支援学校教師の性教育に対する意識を質的に分析した。その結果、教師の発言が最も集中したのは、「男女の共生」に関する内容であった。その他の因子に関わる発言にも「男女の共生」を含む内容が多かったことから、性教育に関心のある教師の意識の大半が「男女の共生」にあることが推測された。「男女の共生」に対する教師の意識には、その内容は実際の場面では指導の必要性が高いが、教えることが難しい、教えることに抵抗があるという消極的な側面があり、実践しにくいことにつながっているのではないかと考えられた。

キーワード：性教育 (sex education) 特別支援学校 (school for the disabled)  
教師の意識 (teacher's consciousness) 聞き取り調査 (interview method)

### I. 問題と目的

知的障害児の性教育の必要性は、養護学校・特別支援学校の教師や保護者、施設職員へのアンケート調査で明らかである(木村・尾原 1998, 江田 2000, 木戸 2004)。知的障害児の性に関する発達段階は多様で、発達の歪みも多いため、児童生徒一人一人によって性教育・性指導の内容が変わり、多岐にわたる。また政治や行政の影響をしばしば強く受け、内容についての論議が時折問題化する。

障害児の生理的な性の発達については、大井(1981)、服部(1994)などの調査がある。大井は障害児の性の生理的発達について、精通現象など若干の遅れはあるが健常児とほとんど変わりがないと述べている。服部は、男子については身長、性毛、声変りは健常児よりもわずかに遅れる傾向が見られ、精通現象は3～4年遅れるとし、女子については性毛、乳房のふくらみの発現は健常児の生理現象とほとんど同じ、初潮については同じか若干の遅れがあると述べている。

障害児の性教育についての考え方として述べられていることも多く散見する。人前で性器を露出したり、幼女に性的いたづらをするなど障害児には、ときに変わった性行動があり、これらの行動は、性教育が不十分だったり、正常な性状況におかれていなかったりすることに原因がある場合が多いと言われる(大井, 1991)。また、最近では「浅草事件」や「寝屋川事件」など知的障害や自閉症、広汎性発達障害をもった少年たちの事件の背景

にも、性発達の崩れというべき問題があるという見解もある(佐藤, 2008)。過去に知的障害者が入所している施設において、レイプや性的いたづらの被害を受ける確率は80%にのぼるという統計があったように(飯沼, 2004)、性的な被害者になることも依然として多い。知的障害児の性教育は問題行動への対処ととらわれがちだが、性教育は性の問題行動を回避する手段としてではなく、人間の生き方にかかわる社会教育という理解のもとに進められることが必要であろう(林・荒木田・大橋, 2008)。

このように、知的障害、発達障害を持った子どもたちは性的には発達するが、個々の障害の特性に加えて、彼らが置かれている社会的環境によって、情報が遮断されていたり、人間関係や社会的体験に乏しかったり、自尊心が低かったりするということが原因で、彼らの適切な性行動の理解が妨げられているように思われる。また、性を教える側の性教育の捉え方も人間の生き方としての社会教育として捉えられているとは言い難い。過去の優生学的な考え方、「無性の人」、「一生子どものままでいてほしい」というような偏見や、性を語ることは指導の場面でさえ恥ずかしいことというような消極的な考え方が指導者に未だに存在し、これらの点で彼らの性教育を考えることの必要性をいっそう感じさせたのである。

「性」という問題は、基本的には個人のきわめてプライベートに属する問題であるから、基本的には家族や地域や仲間の中で学習されていくもの(池谷, 1993)という考えは強い。しかし、知的障害児を取り巻く家族や環境や仲間から十分な知識を得て、セクシュアリティの自由な選択と成熟がなされたり、性的自己決定権の保障

連絡先著者：生川善雄

がなされ、性的自立へと導かれるだろうか。性的加害、性的虐待がいまだに起こっている現状から、健全な性的自立がなされているかどうか疑問に思わざるをえない。池谷は「性教育が学校だけで行われるのではなく、かつて共同社会が持っていたさまざまな機能を、学校の独占から取り戻すことであり、またそうした機能の共同化を通して、私たち大人自身が自らの性と生のあり方を自分の問題として問い、そのなかで次世代を育成していく力を育てていくことになるのではないだろうか。学校、家族、性の相談や学習ができる機関の共同のシステムづくりを通して、それぞれ機能していくように位置づけ直されていく必要がある」と述べている。すなわち、知的障害児の性教育を考える時、援助する側の性、性教育の捉え直しが急務であると考えられる。

そこで、知的障害児を支援していく教師の性教育に対する意識調査が必要であると考え、性教育についての質問項目を作成してアンケート調査を行った(菅沼, 2008)。その結果、以下に示す知的障害児の性教育に対する教師の意識にかかわる5個の因子が抽出された。

①「性的健康・安全」:「男女の身体的・生理的な特性を理解しておく必要がある」「性に関する教育を通して生命の尊さを教えることは必要である」「性に関する学習は、性的トラブルの被害者にならないということにつながる」「適切な性的行動の自己選択ができるよう指導する必要がある」といった項目において因子パターン係数が大きかった。これらの項目は知的障害児の性的健康・安全に関する内容と解釈できる。

②「性的権利の尊重」:この因子に大きな因子パターン係数を示したのは、「異性を愛し、愛されることの喜びを味わう権利がある」「異性に関心を持つことは当然のことである」「特定の異性を好きになることは良いことである」といった性的人権の尊重に関するものであった。

③「男女の共生」:「健康な結婚生活について考えさせる」「結婚に関して行政の支援対策を進めるべき」「男女の社会的な性役割について考えさせる」など結婚や男女の関係に関する内容の項目の因子パターン係数が大きかった。

④「生殖の教育」:「性感染症とその予防を教える必要はない」「性教育は寝た子を起こすことになるので好ましくない」「性交については触れない方がよい」など生殖の教育に関する項目の因子パターン係数が大きかった。

⑤「性的発達の受容」:「おしゃれをすることは良い」「高校生くらいになれば男女交際はしてもよい」など性的な発達を受容する内容の項目の因子パターン係数が大きかった。

上述のような単純構造からなる5個の因子が得られたことにより、教師集団に性教育に対するある一定の考え方が示唆された。

以上、性教育に対する特別支援学校教師の意識を、数量的に分析した結果である。しかし、調査項目が知的障害児の性教育に関する事柄を全て網羅しているということはないので、知的障害児の性教育に対しての他の意識があるとも考えられる。また、障害児の性教育に対する教師の意識は、まだ理念的な段階にあり、社会的側面

の態度や、実際の指導内容などには十分に反映されていないという(江田ら, 2000)ことや、子どもの性的行動の捉え方とその対応において個々の教師において差異がある(西田・田実, 2005)ことから、質問紙による数量的調査だけでは、全体像を明らかにできたとはいえない。そこで、量的調査ではうかがい知ることのできない面を聞き取り調査で補う方法が考えられる。

聞き取り調査のような質的研究の利点は、①ダイナミックに変化する人間の態度や価値観に研究対象者の視点から迫る手段として威力を発揮する、②先行研究が少ない領域に取り組む際に役立つ、といわれる(高橋, 2007)。

これらのことから、「性的健康・安全」、「性的権利の尊重」、「男女の共生」、「生殖の教育」、「性的発達の受容」の5個の因子と関連させて、特別支援学校の教師を対象に聞き取り調査をおこなった。

## Ⅱ. 方 法

### 1. 調査参加者

知的障害児を主とする特別支援学校の教師、合計10名とした。参加者の選択基準は、学校において性教育の学習・指導で中心となっている保健体育教師、養護教諭、高等部主事、生徒指導主事とし、本研究への参加に同意が得られることとした。参加者の所属校の校長もしくは教頭が選出、3名は筆者が指名をして行った。A:養護教諭、B:高等部教師、C:高等部保健体育教師、D:養護教諭、E:高等部主事、F:生徒指導主事、G:高等部主事・保健体育教師、H:保健体育教師、I:養護教諭、J:保健体育教師であった。

### 2. 調査期間

調査時期は、2008年10月～11月であった。

### 3. 調査内容

60～90分の対面式による半構造化面接を行い、多次元的分析によって得られた5因子の内容と関連づけて、教師の意識やそれに関わる話を聞き取った。聞き取り内容は、まず児童・生徒の「性」の現状について、問題となる性行動、心配な行動、支援の達成度、支援の方法と考え方について尋ねた。次に性教育の現状について、学校全体での話し合いの有無と内容、中心となる担当者は誰か、効果と問題点、これからの性教育で必要なことについて聞いた。5つの尺度とその構成項目について説明をし、理解を得たところで、「性的健康・安全」、「性的権利の尊重」、「男女の共生」、「生殖の教育」、「性的発達の受容」に関して、これらの性教育の尺度をどう思うか、どのような実践をしているか、教師はこの尺度の内容を意識して指導にあたっているか、指導する際に躊躇することや困難な点があるのかを尋ねた。最後に、知的障害児の性教育に関する教師の理念的な意識と実際の指導との関連について、教師間の価値観の違いについて、コミュニケーション能力を高める指導の必要性の有無等についても聞き取りを行った。

#### 4. 分析方法

面接内容は、その場でノートに記録し、持ち帰って、「性的健康・安全」、「性的権利の尊重」、「男女の共生」、「生殖の教育」、「性的発達の受容」に分類した。また、聞き取った内容を、生徒の実態、教師の意識、具体的学習、学習内容、生徒に対する思いに分けた。

### Ⅲ. 結 果

#### 1. 「性的健康・安全」について

「性的健康・安全」に関する発言は、表1の通りであった。生徒の実態については、参加者全員が知識の少なさをあげ、生徒の実態、教師の意識に分けることができた。マンガや週刊誌、アダルトビデオ等の影響を多分に受けているという内容の発言も多くみられた。性的虐待の被害もあげられた。性教育の基本に身体の清潔、排泄、他者への思いやりという、セクシャリティ以前の身につけるべき生活課題がある。軽度の生徒について、教師は「できるもの」「わかっているもの」と思ってしまうことがあげられた。また保護者も男女交際と比べて、セクシャリティ以前の身につけるべき生活課題の意識が低いことがあげられた。教師の意識では、モラル意識の形成、自己の気持ちや行動をコントロールする力や思考力、判断力を高める指導が必要であることがあげられた。これらは、性教育以外の生活場面でも学習できる。性教育批判の情勢から、性教育を過剰に意識するのではなく、学校生活全般で、これらの力の育成を意識した学習を日常的に行い、その中で性に関わる場面設定も盛り込むという意識を持った方が望ましいという意見を得た。性教育については、「保健体育」で年間3～5回行っている学校と、日常生活の中で生徒の実態に応じて取り上げている学校があった。授業としては、「性の健康・安全」に関する領域を主に学習させるところが多かった。実際・結婚以前のことをしっかり学んで、自立してほしい

という意識を強く感じた。第二次的性徴による身体的・精神的な不安を取り除き、自分の体を大切にすることを学び、他人も思春期を生きているという共感を得ることで、自他共に大切にできるようにさせたいという意識があげられた。性に関わる被害者や加害者にならないように知識や態度、能力を身につけさせたいという意識が、ほぼ全員にみられた。生徒の実態からも、性的な行動からトラブルに発展しそうな行動がみられることや「自閉症裁判」(佐藤2005)等の見識から、危機感をほぼ全員が持っており、「性的健康・安全」に関する性教育の必要性を感じていた。

#### 2. 「性的権利の尊重」について

「性的権利の尊重」に関する発言内容は、表2の通りであった。児童生徒に対する思い、その他の教師の意識、具体的学習に分けることができた。生徒に対しての思いについての発言内容は、「権利以前にできるようになること」という発言と「権利に付随すること」という発言に分けられた。前者の権利以前にできることには、節度をわきまえる、基本的生活習慣を確立する、知識を高めるなどがあがった。後者の権利に付随することには、パートナーの権利も尊重することや、結婚した場合、子どもを育てる等の義務が生ずることなどがあがった。生徒に一概に権利があるということ学習させることは、発達段階的に難しいことであるという意識が感じられた。教師の意識には、権利がどこまで許されるかという基準の差異や教師が生徒を子ども扱いしすぎというような生徒の捉え方に関する事、権利を与えずぎると自己コントロール力が弱まり、規律が保てない可能性があることなどがあげられた。具体的な学習としては、軽度の知的障害児を対象に、人間の誕生から結婚までの人生について自作VTR教材を作り視聴させるという学習があげられた。様々な人間との共生を通して生きていくこと、みんなが幸せになる権利がある等を教えることを目的とし

表1 『性的健康・安全』に関する聞き取り

カテゴリー	発 言 内 容	該当者
児童生徒の実態	軽度の子の清潔、排泄、他者への思いやり等が意外にも育っていない。 知識が少ない 無知、間違った情報の影響で性的な問題行動が起きている 性的虐待を受けていた生徒がいた	A D A B C D E F G H I J A B E F G J E F G J
教師の意識	軽度の生徒は「できるもの」とみていて実態把握、連携が十分ではない。 話し合いができる体制ができていない 日常生活の指導の中で指導している 意欲を大事にするあまりセクシャリティ以前の生活習慣の形成の意識に欠ける 男女交際と比べて保護者の意識低い 具体的教材がほしい。 どこまで理解されたかが常に不安である。 モラル形成を重視した 思考力、判断力を育てることを重視する 自己コントロール能力が必要である 性的被害の回避という視点からも必要である 自己の体を知り、大切に学習を重視している 愛情不足の生徒が多いので生命を大切に教育を重視した	A B C B C D D B C C E F I G I G J E

表2 『性的権利の尊重』に関する聞き取り

カテゴリー	発言内容	該当者
児童生徒に対しての思い	権利以前に節度を守らせるような支援が必要である おしゃれする前にできるようになることがある 権利よりも知識や態度を身につけ自立することが大切である 相手の権利もあることを教える 権利と義務をセットで教える	A I C F F
教師の意識	どこまで尊重するか基準が違う 生徒を子ども扱いすぎる 「大人なんだから」等ではなく、生徒が理解するような伝え方を模索する必要がある 学校全体で権利を尊重できている 権利を与えすぎると規律が乱れるという意識がある 教育と管理の狭間で難しい 社会的マナーすなわち常識とセットで指導することの共通理解ができている	A B C D E F
具体的学習	生涯を通じての生き方 誕生～結婚までの自作教材を見せている	J

表3 『男女の共生』に関する聞き取り

カテゴリー	発言内容	該当者
児童生徒の実態	生徒によっては自分の考えで行動できるように支援したい 異性と交際したいという願望を持っている 女子生徒が少なく、男子は女子と接する機会が少なく、社会経験不足といえる 女性と交際できないコンプレックスから不適切行為をする生徒がいた 「好き」、「つき合う」といった感情は小学生程度の生徒が多い スキンシップからの発展という順を追った性的表現が身につけていない ドラマ、マンガ等の影響か、つき合わなければならないと思っている つき合い方が理解できていない 女子生徒から男子生徒への積極的アプローチが目立つ、女子生徒の指導の必要性を感じる 男女交際以前に、人間関係の体験が少ない 環境からくる遅れがあるので幼児期のコミュニケーションなど育て直しが必要 一方通行のコミュニケーション 異性との距離感がない つき合うことは、相手や周囲の人に対する責任がかかわってくることを教える 社会的マナーと性の知識を教える 女性に触る 女性に性的行為を強要する	A B C E B C D C D D E E G H J C D E D F H I G C D H
教師の意識	性行為の指導で、女子には厳しく、男子への指導が甘い ヒートアップを恐れ、異性と会ってはいけないという指導になりがち	A A
学習方法・内容	コミュニケーション能力の向上 親準備教育をすることによって責任を理解させたい スキンシップからの発展学習 つき合い方、マナー 男の子、女の子のいいところ、悪いところ	C E F D G H

ていた。VTRのなかで使用した歌を文化祭などで合唱したり、赤ちゃんを抱かせることなども体験させ、目的を達成させる工夫をしていた。その他、権利は教師が認識していればよいことで、生徒には教えることは必要ないという意見があげられた。権利の必要性を尋ねる項目には、教師は建て前で肯定的に答えてしまうことが多いという、調査項目に関することもあげられた。

### 3. 「男女の共生」について

「男女の共生」に関する発言は、表3の通りであった。

生徒の実態と教師の意識、学習の方法や内容に分けられた。生徒の実態は、「環境に関すること」と「心理的な側面に関すること」、「特異な行動」に分けられた。「環境に関すること」では、特別支援学校では、男女の自然な触れ合いが少ないこと、成長過程での異性との接触経験不足、スキンシップ等の不足などがあげられた。ドラマやマンガの影響を受けていることもあがった。「心理的な側面に関すること」では、多くの生徒が異性と交際したいという願望を持っていることがあげられた。自然

な異性との交流がないことから、ストレスを抱えたり、コンプレックスを溜め込んでしまうこともあげられた。また、「好き」「つき合いたい」という感情は小学生程度の子が多いという指摘もあげられた。「特異な行動」については、衝動的に女性に触る、性的行為を強要する、異性に近づきすぎる、相手の感情を考えない一方的な接し方などがあげられた。女子生徒から男子生徒への積極的なアプローチもあげられた。教師の意識には、生徒の責任の理解や自己コントロールする力に疑問を持っており、生徒同士が交際することへのとまどいがあげられた。男女関係が原因で、不登校になったという事例や、逆に、男女が自然に交流することができるようになって、学習意欲が増したという事例もあげられた。また、男性教師の男子への指導のあり方に疑問を持つという意見もあげられた。学習内容については、コミュニケーション能力の向上や家計を支えることなどの、将来家庭を持つための親準備教育をすることが有効という意見もあげられた。また、コミュニケーション形成に関わるスキンシップ等の育ち直し、適切な異性感の形成、マナーや責任を理解する等があげられた。責任を理解させるためには、育児や家事、男性女性の良いところ悪いところを考える授業では、生徒から多くの発言が得られ、男子も女子も異性の考えを聞くことができるだけで満足感が得られ、楽しい授業になりお互いを尊重する考えが深まるとの発言があった。

#### 4. 「生殖の教育」について

「生殖の教育」に関する発言は、表4に示したようなものであった。生徒の実態と教師の意識に分けられた。

生徒の実態については、やはり性交経験がある生徒がいるということがあげられた。また、同性間での性的な行為もあげられていた。教師の意識としては、性交については触れないように気をつけているという意見があったり、逆に避けては通れないというような意見があった。指導するのは難しいが、性的被害や性感染症のことを考えると、性交を指導できないことは生徒の理解を高められないということがあげられた。生徒の実態を知った上で、何を教えて、何を教えてはいけないのかという具体的な基準や、明確な指導法を示してほしいということがあがっていた。全体的に教師の意識としては、やや消極的であるということであった。

#### 5. 「性的発達の受容」について

「性的発達の受容」に関する発言は、表5に示したようなものであった。生徒の実態と教師の意識に分けられた。生徒の実態では、受容されないことが多く、教師に相談に行こうとする気持ちが育たなくなることがあげられた。また、性の発達をよくないことと思うことから、つき合っている友達が許せないというような生徒がいることがあげられた。相手をすぐに変えるなどの受容しかねる行動もみられることがあげられた。教師の意識としては、生徒の能力や実際の交際場面を見ると、男女交際は禁止になりがちであるということと、反対に教師全員で受容しようと共通理解をしているということがあげられた。また教師の意識は、多数派の教師の意見や学校に併設されている入所施設などの方針の影響を受けることがあげられた。

表4 『生殖の教育』に関する聞き取り

カテゴリー	発言内容	該当者
児童生徒に関すること	経験者がいる	E
	AVなど間違っただ情報に影響されている	E
	同性間の性行為があった	A B H
教師の意識	若い教師は性交から教え始める	A
	性教育は性交教育と思っている	A
	知識を教えることで自己コントロールができる	B
	知識を教えることで性被害を避けることができる	B
	指導するのは難しい	C
	個人的にいろいろな意見がある	C
	いつ指導するか迷いがある	C
	誰が指導するか迷いがある	C
	相手に関係してくることを理解させたい	C
	性交欲求を持ってから教えるのは怖い	C
	あくまでも必要があったら教える	D
	性交には触れないことの縛りがあり難しい	E
	間違っただ情報を修正したい	E
	自然な流れで教えたい	F
	行政的な見方と教育的見方は違う	F
	どこまで教えてよいのか、どこからがダメなのかわからないので具体的指導法がほしい	G H I
みんな教えて当然と思っている	H	
障害特性を十分考慮して教える必要がある	I J	
性感染症など理解させるには性交を教えないのは困難である	J	

表5 『性的発達の受容』に関する聞き取り

カテゴリー	発言内容	該当者
児童生徒に関すること	一時的につき合っただけですぐに相手を変えるなどの行動がある カップルにつき合うことが許せない 受容されず、教師との信頼関係が築けない	B D A E F
教師の意識	男女交際は禁止になりがち 性に限らず、まず受容することの確認が取れている 教師の多数派の意識で受容にも非受容にもなる 園（生徒が入所している施設）の方針に準じて禁止の方針 生徒の思いや生育歴等を重視している	A F B C D C E H

## 6. その他

生徒の問題行動の多少の差によって必要性の度合いは異なるが、どの参加者も、性教育の必要性は感じていた。しかし、性教育について学校全体での話し合いがなされていたのは2校だけであった。主に性教育を授業として行っているのは保健体育の教師であり、日常生活の指導では担任、生徒指導においては担任と生徒指導担当であった。養護教諭は、授業を手伝ったり、相談役になっているところがほとんどであった。指導の際に躊躇していることは、指導要領の逸脱と「性交」の取り扱い、生徒の誤学習であった。障害や個性によっては、興味本位の行動が増加するという心配をしていた。特に女性教師は、将来のことを慎重に考えており、性教育の持ち方にも配慮する意識を持っていた。教師の理念的意識と実際の指導の関連については、やはり自身も含めてズレが生じてしまうことが多いという全員の意見であった。性教育を含めて性に関わることは、全体的に消極的、逃避的な意識になりがちで、抽象的、理念的、場当たりの指導になるということであった。教師間の価値観の違いについては、強く感じている学校と、担当者任せで価値観の対立がない学校、共通理解が図れている学校に分かれた。コミュニケーション能力を高める指導は、地域で自立的に生活して行くという視点で、最重要課題という意見であった。

## IV. 考 察

各因子と関連づけて、半構造的に聞き取り調査を行った。聞き取り調査をして教師の発言が最も集中したのは、「男女の共生」に関する内容であった。

保護者のニーズにも、男女交際等「男女の共生」に関する内容の指導があげられていた。参加者のほぼ全員から、多くの知的障害児が、異性と交際したいという願望を強くもっていることがあげられた。生徒の実態や、知的障害児は男女の交流が実現されにくいことから、ストレスやコンプレックスを抱えていることが推察された。それが原因で、思い込みによる一方通行の恋愛行動、相手を尊重しない行動、衝動的な行動といった男女の間わりにおける不適切な行動が起きているように述べられていた。

教師には、コミュニケーション能力のなさ、マナーを理解する力の不足、自己コントロールの弱さなどの個人的要因を高めることが必要という意識が多分にあった。

しかし、これらの個人的要因を、実体験を通さずに高めることは、抽象的なことを理解することが難しい知的障害児には困難である。

知的障害児の置かれた環境が原因であるという発言は少なかった。男性と女性の知的障害者が、通常の社会的パターンにそって出会うことは、結果的にはよりよい動機を持つようになるので、両者間に良い態度や雰囲気を生み出す（ニリエ、2008）といわれるように、このような環境を整えるという意識を持つことも必要である。実際の男女の交流場面から学べることは、具体的であり身につくには時間を要しない。教師からあげられた生徒の実態は、生徒が学ぶ良い機会と考えられる。

「男女の共生」に関して、パートナー等への責任を理解させる際に、親準備教育が効果的という発言があった。これも男女が一緒に体験することによって、男女の共生を体験的に理解できる学習といえよう。

「性的権利の尊重」では結婚までの人生を、人との共生を通して教えるという学校があった。『「大人なんだから」等ではなく、生徒が理解するような伝え方を模索する必要がある』という発言があった。生徒が理解するような伝え方とは、異性との自然な交流ができる環境を通じた学習のなかで見つかるものであると考える。

聞き取り調査で、「男女の共生」に関する発言が多かった。その他の因子と関連した発言にも「男女の共生」を含む内容が多かったことから、性教育に関心のある教師の意識の大半が「男女の共生」にあることが推測された。

項目分析や、多次元的分析では、「男女の共生」については、他の尺度に比べて、得点が低かった。しかし、聞き取り調査では「男女の共生」に関する話題が多かった。このことから、「男女の共生」に関する内容は、実際の指導場面では必要性が高いが、教えることが難しい、教えることに抵抗があるという消極的な意識があり、実践されないということにつながっているのではないかと考えられた。

## V. 今後の課題

平成21年度施行の学校保健安全法では、養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実を図るという養護教諭の役割が明記される（衛藤2008）。性教育についても、養護教諭の専門性が重視される。養護教諭の意識の分析・検討を行うことは、養護教諭と一般教師の協力による性教育、養護教諭自身の性

教育に対する意識の再考に役立つと考えられるので、実施する価値はあるだろう。

知的障害児本人や保護者の意識調査,あるいは卒業生の意識調査を行い,知的障害児の性に関わる行動やその心理を分析し,性教育の方向性を探ることも必要になるだろう。ニーズ(客観的な観点から本来あるべきものが不足していたり欠如しているため,それを補填しなければならない「必要」のこと)を探っているつもりが,ダイヤモンド(主観的な観点から自分のしたいことやほしいものの要求のこと)を探っていることになってしまっは意味がない(岩室 2008)。やはり知的障害児本人や保護者の意識調査,卒業生の意識調査の結果を参考にした,教師の意識が重要である。

「教師のイニシアチブによる話し合いの必要性」(大井1991)は今をもって学校で実現しているとはいえない。性はプライベート,恥ずかしいことという日本人の伝統意識を変えることは困難である。しかし,最低限子ども達の実態を把握し必要な性教育を考えることは,教師としての責務であり,知的障害児が,社会と関わってよりよく生きていくためには欠かせないことである。知的障害児の生涯を通じた性発達,それに必要な性教育に関して,校内だけでなく,学校間の情報交換,研究,検討をする機会を設け,適切な知的障害児の性教育に対する教師の意識を確立することは急務と考えている。

#### 引用・参考文献

江田裕介・田川元康・松本美穂(2000)「障害児の性および性教育に対する教師の意識」上越教育大学障害児教育実践センター紀要 第6巻 19-27。  
服部祥子・小西正三・堀内桂・岡本正子・渡辺純・岡田

督・前田志寿代・原田正文(1992)「思春期を迎えた障害児の性の発達(第1報)」大阪大学紀要 第IV部門 第41巻 第1号 83-95。  
林真由美・荒木田美香子・大橋一友(2008)「知的障害をもつ成人男性の性ニーズと性知識に関する調査」発達障害研究 第30巻第2号 121-127。  
飯沼和三(2004)あとがき カナダ・ダウン症協会編 阿部純子訳 飯沼和三監修 カナダ・ダウン症者の思春期と性 111-117。  
池谷壽夫(1993) セクシュアリティと性教育 青木書店 p. 11. pp. 217-225。  
木戸久美子・林隆・中村仁志・藤田久美・芳原達也(2004)「知的障害をもつ子どもの性に関する親の意識についての研究 —親と子どもの性差による比較—」発達障害研究 第26巻第1号 38-51。  
木村龍雄・尾原喜美子(1998)「障害児学校の性教育に関する教師の意識 —養護・聾・盲学校の全国調査—」高知大学教育学部研究報告第1部第55号 147-158。  
大井清吉 性の権利(1991) Human Sexuality No. 3 東山書房 pp. 26-30。  
佐藤幹夫(2005) 自閉症裁判 レッサーバンダ帽男の「罪と罰」洋泉社  
佐藤幹夫(2008) 人間と発達を考える会 第1回講演会 「二つの事件から“性”と“関わり”を考える」於; 板橋区立グリーンホール2008. 1. 14。  
菅沼徳夫(2009) 知的障害児の性教育に対する教師の意識 千葉大学大学院教育学研究科 修士論文  
渡辺徹(1985)「精神遅滞者の性と結婚 —親と教師に対する意識調査からみた差異と問題点—」宮城教育大学紀要 第20巻2分冊 103-120。